

安全運転（6号）



新潟地方交通共済協同組合
(発行) 事故防止対策室

〔運行管理者・運転者の皆様へ〕

○ 6月末現在の事故発生状況

	追 突	バック	交差点	衝 突	接 触	その他	合 計	新 潟	山 形	秋 田	構内事故
R8年度	9	31	12	40	23	5	120	52	39	29	52
R7年度	8	29	9	27	25	8	106	53	32	21	48
対 比	1	2	3	13	△ 2	△ 3	14	△ 1	7	8	4

※ 県別、構内事故数は内数

- 6月末現在、120件(前年同月比+14件)の発生報告がありました。
 昨年の夏より新潟地区は横ばい傾向。山形地区と秋田地区は増加が続いています。
 追突、交差点、衝突事故など重大事故に直結する事故類型が増加しています。
 構内事故は、52件(前年度比+4件)で全事故の43.3%と高い割合を占めています。

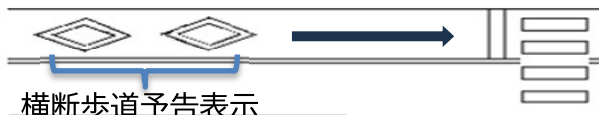
○ 夏の交通安全に対する取り組み開始

各地区において、夏季における交通安全への取り組みが始まっています。
 「交通安全運動」や「安全県民運動」など表題は様々ですが、いずれも「歩行者の保護」を重点としていますので、改めて道交法38条を確認してみましょう。

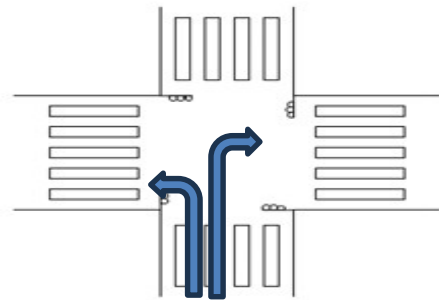
道交法38条

車両等は、横断歩道等（横断歩道又は自転車横断帯）に接近する場合には、当該横断歩道等を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、徐行で進行しなければならない。歩行者等があるときは、直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。



道交法38条は直線道路だけでなく、右左折を伴う交差点でも適用されます。特に右左折時は死角が生じやすいため、歩行者の安全確認は必須条件です。



○ 「QRコードで安全運行」動画を配信中です

2年目に突入しましたが、引き続きより多くの方にご視聴いただき、またゆとりを持った運転を行う為、ぜひご視聴いただき、事故防止活動にお役立てください。

- ※ 当組合では組合員様のもとへ訪問しての講習会を行っております。
 ぜひお声掛けください。

連絡先：新潟地方交通共済協同組合 甲斐・石井・長谷川
 電話025-284-9555



※ 上記QRコードを読み込むと、サンプル動画を視聴できます。
 ステッカー及び動画の複製は、お断りいたします。

◎事故防止重点「衝突事故の根絶」「よく見る！安全確認の励行」「追突・交差点事故の根絶」「構内・後退事故の根絶」

～ かもしれない こころのゆとりが 事故を防ぐ ～ (令和7年度 当組合佳作作品)
 株式会社 サンエーサービス 佐藤 豊 様